

## ○甲府市社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業実施要綱

平成12年4月1日

福第7号

(趣旨)

第1 この要綱は、介護保険の保険給付に係るサービス（以下「介護保険サービス」という。）を利用する低所得で生計困難な者及び生活保護受給者（以下「低所得者等」という。）の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に対し助成措置を講じることにより、当該低所得者等における介護保険サービスの利用促進を図ることを目的として実施する事業の手續等について定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象サービス等 社会福祉法人等が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づいて提供する次に掲げる介護保険サービス及び地域支援事業をいう。

ア 法第8条第2項に規定する訪問介護のサービス、法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス、法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護のサービス及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護のサービス（以下「訪問介護サービス等」という。）

イ 法第8条第7項に規定する通所介護のサービス、法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護のサービス、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護のサービス及び法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護のサービス（以下「通所介護サービス等」という。）

ウ 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護のサービス、法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護のサービス（以下「短期入所生活介護サービス等」という。）

- エ 法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護のサービス、法第8条第22項に規定する複合型サービスのサービス及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス（以下「小規模多機能型居宅介護サービス等」という。）
- オ 法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス、及び法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービス（以下「介護福祉施設サービス等」という。）
- カ 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
- キ 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
- (2) 利用者負担額 対象サービス等毎にそれぞれ次により算出される額をいう。
- ア 指定居宅サービスに要する経費のうち法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費を控除した額。ただし、甲府市訪問介護利用者負担軽減等措置事業実施要綱（平成12年4月福第6号。以下「軽減等要綱」という。）に定めるところにより減額の認定を受けている者にあつては、その相当額も併せて控除するものとする。
- イ 指定地域密着型サービスに要する経費のうち法第42条の2第2項に規定する地域密着型サービス費を控除した額。ただし、軽減等要綱に定めるところにより減額の認定を受けている者にあつては、その相当額も併せて控除するものとする。
- ウ 指定施設サービス等に要した経費のうち法第48条第2項に規定する施設介護サービス費を控除した額
- エ 法第51条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額及び同項第2号に規定する居住費の負担限度額
- オ 指定介護予防サービスに要する経費のうち法第53条第2項に規定する介護予防サービス費を控除した額。ただし、軽減等要綱に定めるところにより減額の認定を受けている者にあつては、その相当額も併せて控除するものとする。
- カ 指定地域密着型介護予防サービスに要する経費のうち法第54条の2第2項に規

定する指定地域密着型介護予防サービス費を控除した額

キ 第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する経費のうち法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費を控除した額

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、日常生活に要する費用に係る利用者負担額については、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）を加えた額とする。

（軽減措置の内容）

第3 社会福祉法人等の事業所は、市長から社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（第1号様式。以下「確認証」という。）を交付された者が対象サービス等を利用する際に支払う利用者負担額の4分の1の額を軽減するものとする。ただし、老齢福祉年金受給者は、利用者負担額の2分の1の額を軽減する。また、生活保護受給者については、利用者負担額の全額を軽減する。なお、平成25年8月1日若しくは平成26年4月1日又は平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第4に該当する者については、居住費以外にかかる利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）及び居住費にかかる利用者負担額の全額を軽減する。

（助成措置の内容）

第3の2 第3に規定する軽減措置を行った社会福祉法人等の事業所に対する助成は、当該事業所ごとに行うものとし、その額は、当該事業所が軽減した利用者負担の総額のうち、当該事業所の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）の1%を超えた部分の2分の1に相当する額とする。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等の事業所にあつては、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について全額を助成するものとする。

(軽減対象者)

第4 軽減の対象者（以下「軽減対象者」という。）は、本市が行う介護保険の被保険者であって法第62条に規定する要介護被保険者又は居宅要支援被保険者である者のうち、市民税世帯非課税者であって、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者であって、利用者負担割合が、5%以下の者については軽減対象者としなが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他の日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) 利用者負担額を負担する能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(確認証の申請及び確認)

第5 第3により軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（第2号様式。以下「確認申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長は、第2号により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、同号の書類を省略することができる。

- (1) 介護保険被保険者証
  - (2) 第4各号のすべてに該当することを証する書類
- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、社会福祉法人等利用者軽減対象決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するとともに、当該申請者が軽減対象者であると認めるときは、確認証を交付するものとする。

(確認証の有効期間)

第6 確認証の有効期間は、第5第2項に基づき確認証の交付を決定した日から当該日の属する年度の翌年度（同項の決定のあった日の属する月が4月から7月の場合にあっては、当該月の属する年度）の7月末日までとする。

（確認証の更新）

第7 軽減対象者は、有効期間の満了後においても確認証の交付が必要な場合は、確認証の更新の申請を行うことができる。

2 第5第1項は、前項の申請に係る手続に準用する。

（確認証の再交付）

第8 確認証の交付を受けた者は、交付された確認証を紛失、汚損又は破損したときは、別に定めるところにより、その再交付を受けなければならない。

2 確認証を汚損又は破損した場合には、その確認証を市長に提出しなければならない。

3 確認証の再交付を受けた者は、再交付を受けた後、紛失した確認証を発見したときは、直ちに、発見した確認証を市長に返還しなければならない。

（住所等の変更）

第9 確認証の交付を受けた者は、確認証の記載事項に変更が生じたときは、14日以内に確認証と介護保険被保険者証を添えて、別に定めるところにより市長に届出なければならない。

（確認証の返還）

第10 確認証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、確認証を市長に返還しなければならない。

(1) 第4各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 確認証の有効期間が満了したとき。

（確認証の提示）

第11 確認証を交付された者は、対象サービス等を利用するときは、第3の規定により軽減を行う社会福祉法人等が経営する当該対象サービス等の提供事業者に対して確認証を提示しなければならない。

（雑則）

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第6の規定にかかわらず、平成12年度内に交付した確認証の有効期間は、平成13年6月30日までとする。
- 3 平成27年度においては、自らの財政状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第3の2に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合においても、当該助成措置以外の実施方法は、この要綱に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年4月1日前に、確認証の交付を受けていたものは、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第2、第3、第3の2及び第4の規定は、施行日以後における対象サービスの利用にかかるものについて適用し、同日以前の対象サービスの利用にかかるものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年度税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止）の影響により、これまで市民税世帯非課税者であった者のうち一定の年金収入等を有する者は利用者負担第4段階に上昇することとなる。こうした者のうち利用者負担段階が2段階以上上昇する者については、補足給付や高額介護サービス費について上昇を1段階に留める措置を講ずることとしているが、利用者負担段階が1段階上昇する者（利用者負担段階が第3段階から第4段階に上昇する者）であっても、年金収入等の低い者が、個室の介護保険施設に入居している場合等には、利用料が相当程度上昇することにより、負担が困難になる場合もあると考えられる。このため、これらの者について経過措置として

本事業に基づく軽減の対象とすることにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。

(実施方法等)

- 3 本経過措置による軽減の実施については、第2第3号中「利用者負担額については、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費を加えた額」とあるのは「利用者負担額については、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費を加えた額（当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額）」と、第4中「市民税世帯非課税」とあるのは、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第23条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。）」と、第4第1号中「150万円」とあるのは、「190万円」と、第3中「 $\frac{1}{4}$ （老齢福祉年金受給者は $\frac{1}{2}$ ）」とあるのは「 $\frac{1}{8}$ 」と読み替えて行うものとする。なお、実施期間は、平成18年7月1日から平成20年6月30日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年4月の介護報酬改定（以下「報酬改定」という。）は、介護従事者の処遇を改善することを目的としているが、この報酬改定に伴い、利用料も上昇することとなる。このため、本事業に基づく対象者について経過措置として、第3の軽減の程度を拡大することにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。

(実施方法等)

- 3 本経過措置の対象は第2第1号の介護保険サービスに係る利用者負担額（食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額は除く。）とし、軽減の程度については、第3中「 $\frac{4}{1}$ 」とあるのは、「28%」と、「 $\frac{2}{1}$ 」とあるのは、「53%」と読み替えることとする。なお、実施期間は平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第2第2項の規定については、平成27年4月1日から平成27年7月31日までの間は、なお従前の例による。

様式 略